

令和4年3月3日（木） 開会17:00 閉会19:50	
出席委員	大城吉徳、真栄里 保、瀬長 宏、伊敷光寿、楚南留美、徳元次人、新垣亜矢子、 宜保安孝、新垣繁人
欠席委員	なし
説明員	総務企画部長、人事課長、総務課長
議題	1. 執行部への質疑（第三者委員会関連） 2. 委員長報告の仕様内容等検討 3. その他
～ 開 会 ～	
<p>【委員長】 ただいまから豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を開会いたします。</p> <p>では、前回2月28日の本委員会において、執行部に持ち帰りいただきました楚南留美委員の質疑に対する答弁より始めていきたいと思います。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【委員長】 再開します。</p> <p>では、執行部への答弁を求めます。</p> <p>【人事課長】 第三者委員会のアンケートにつきましては、全職員を対象として行われておりまして、豊見城市職員のハラスメント防止に関する規程で定めるハラスメントに関して実施しております。</p> <p>【委員長】 休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【委員長】 再開します。</p> <p>【人事課長】 第三者委員会に行われているアンケートにおきまして、職員のハラスメント防止に関する規程で定めるハラスメントごとにアンケート項目が設定されておりまして、このハラスメントごとに関して行った人との関係性を問う項目がありまして、その項目の中におきましては、首長、部長級、課長級、班長、主査、主任、主事、議員、その他という項目があるので、アンケートの中においてその把握はできるものと考えております。</p> <p>【委員長】 理解として、市長、副市長、特別職からハラスメントを受けましたかというアンケート内容も含まれているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>【楚南留美委員】 あるものだというので答弁をいただきましたので、続きを伺いたいのですが、この間、要は第三者委員会において調査が可能ということでもよろしかったですよ？</p> <p>【人事課長】 第三者委員会におきましては、職員を対象としたアンケートの実施等につきましては、所掌事務の目的に達成するために必要な措置として、第三者委員会において専門的な知見に基づ</p>	

き判断されたものとして承知しております。

【楚南留美委員】 それは調査が可能と認識して次の質疑をしたいのですが、最終的にパワハラの有無を認定する権限はないという理解でよろしいですか。

【人事課長】 第三者委員会の所掌事務につきましては、事実関係の解明等を行って、雇用管理上の措置に関する対応措置について、市長に助言するという事になっておりますハラスメントの認定につきましては、最終的には、司法のほうで判断されるものと考えております。

【楚南留美委員】 では、解明と認定の違いを教えてください。

【人事課長】 あくまで、第三者委員会におきましては、専門的な知見に基づいて事実関係の解明を行っていくのですが、事実関係につきましては、被害者とされる方々からの聴取した事項について、可能な限り聞き取り等を行いまして、行為者等の協力を得た場合には、行為者にその事実関係の確認を行い、解明していくものと考えております。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 事実関係の解明につきましては、そういう事実があったかについての確認を行うということと認識しております。認定につきましては、その行為そのものが各種ハラスメントに該当するのにかについてのものと考えています。

【楚南留美委員】 今、解明が事実確認の有無と言っていましたよね。この意味というのは認定に入っているのです。事実解明の有無というのは認定なのです。どちらのですか。ちょっと意味が分からないのですが。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【総務課長】 現在、第三者委員会で行われている行為としましては、そういった行為があったかどうかというところを解明するというのが行われているものだと認識をしています。そういった事実関係を解明した後に、実際そういった事実関係がパワハラに該当するのかどうかという最終的な認定については、当然、特別職においては司法において行われるものだと認識していますので、そういう意味で言葉を使っているという認識です。

【委員長】 ほかにございますか。

【新垣亜矢子委員】 今、第三者委員会で行われたアンケートを、職員全体に、800名ぐらいにやったということですがけれども、12月議会でもいろいろ質問が出て、第三者委員会の附属機関でやってほしいという決議も出しましたけれども、人事課で通常行われているアンケート調査と、今回行った第三者委員会がやったアンケートが余り変わらないのかと思っているのですが、結局、市の広報2月号に委員の役割分担についてというところで、内容については第三者委員会のみで共有し、市長等を含めた市職員へは共有しないと書かれています。アンケートを取って、第三者委員会の中で、無記名方式で、多分個人が特定されないようなアンケートをやった中身はどうしようもなく、直接メールで事実確認調査を希望する人だけのものをやる、何か行動を起こす、その違いなのですか。説明がうまくないと思いますけれども、人事課で通常やっているアンケートは誰が書いたか分かるのかどうか

か。今、第三者委員会でやったのは、無記名の人は誰だか分からない、公表もされない、委員だけで見える。メールで調べてほしいと言った人だけが対象になる。合っていますか。このアンケートはそういう状況ですか。

【人事課長】 休憩いいですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 人事課で行いました働き方改革につきましては、回答者がどなたか特定することはできません。第三者委員会のアンケートについても無記名方式をしているので、回答者がどなたかというのは特定できないようになっています。第三者委員会において、アンケートは全体把握の目的で行われておりまして、個別に事実関係の解明を希望する方に関しましては、委員長宛てにメールやファクス等々で連絡をして、事実関係の解明の作業に入っていく段取りになっています。

【新垣亜矢子委員】 その辺で、私たちにも情報が与えられるかどうか別なのですが、実際メールで事実確認をしてほしいと言った数は、今分かるのですか。

【人事課長】 現在、第三者委員会のほうでその分析が進められているのですが、アンケートの詳細、個別で連絡が来た方々の詳細については、庶務課である人事課のほうにお知らせはまだ届いておりません。

【新垣亜矢子委員】 分かりました。今回、第三者委員会の懇話会形式というのをかたくなにおっしゃっているところで、私たちと意見が違うというか、もう附属機関にしてしまえば全てが丸く収まると思っているのですが、きちんと調べるには、附属機関の設置が必要ではないかとずっと言い続けています。12月にもそれを要望しています。結局今、第三者委員会を懇話会形式でやった場合、パワハラと言われている当事者である市長の決裁で設置して、結果が出たときに、それをまとめていくのは市長という認識ですけれども、附属機関として設置すれば、市長ではなくて第三者委員会がきっちりと答えを出していくと思うのですが、もう本当にお願ひしたいのです。附属機関に変えることはできないのですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 従前の答えになりますけれども、第三者委員会につきましては、快適な職場環境の形成について、職種の異なる委員の多角的な視点からの専門的な知識の導入が必要不可欠であるということから、機関意思を問う附属機関ではなくて、幅広い様々な意見を集約できる懇話会方式が適切であるとして、現在実施している状況でございます。

【新垣亜矢子委員】 豊見城市附属機関等の設置等の基準に関する指針の中で、第5条に、懇話会等の設置等の中で、(2)懇話会等の名称については附属機関と誤って受け取られるようなものを用いないこととあるのですが、今、皆さんがやっている第三者委員会は、中身的にはほぼほぼ附属機関のようなことをやっっているながら、アンケート調査をしながらやっているにもかかわらず、懇話会と言い切ってしまうところで、物すごく違和感といいますか、間違いがあるのではないかと私は思っています。これは、豊見城市の基準ですよ。それに当てはまっていないと思っているのですが、い

かがですか。

【人事課長】 あくまで、第三者委員会の所掌事務については、ハラスメント事案の事実関係の解明、再発防止の提言、処分に関する助言、それに加えて処分に関する助言。それに加えて、最終的に雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言を市長に行うということになっております。その所々事務の達成につきまして、専門的な知見のある委員の皆様が、委員会の運営を行っているということと承知しております。

【新垣亜矢子委員】 いつもの答えだと思うのですが、今回、この第三者委員会を附属機関として設置すべきだったと思いますけれども、皆さんはあくまでも懇話会と言い切っていますけれども、これはなぜ附属機関にならなかった疑問なのですが、全て含めて、この設置の在り方、決断をしたのは、懇話会としてやると決めたのは誰なのですか。

【総務企画部長】 お答えします。附属機関なのか、懇話会なのかという部分については、先ほど人事課長からもありましたように、この会の趣旨、目的等を考えたときに、懇話会が適正だろうと判断しているところです。誰がということだったかと思うのですが、当然人事課のほうで話合ったことが、自分を通して、市長、副市長という決裁の流れで決定していったという経緯でございます。

【新垣亜矢子委員】 私たちが見ている資料は、正しい資料を見ていると思っておりますけれども、附属機関と懇話会の違いというのがあるではないですか。皆さんはもう気づいているでしょう、懇話会ではだめだと分かっているのでは、附属機関にするべきだと私たちは思っています。その辺をどうしても懇話会にしなければいけないと、本当に皆さんの話合いで決まったのですか。それは大丈夫ですか。

【人事課長】 すみません、先ほど来と同じような答弁になるのですが、今回、第三者委員会に求めているものに関しましては、多数決で行う、機関意思を行うものではなくて、異なる職種の皆様から多角的な意見を、専門的な知識の意見、助言を受けて、専門的な知識の導入を行って、最終的には雇用管理上の措置を行う、市長に対して助言を行うということで設置しておりますことから、懇話会が適切であるという判断となっております。

【新垣亜矢子委員】 懇話会は、市長に対して助言はするけれども、でもこれは、最終的にまとめるのは市長ですね。それって当事者でしょう、私たちが言っているようにパワハラをしたのではないかと、アンケートにも答えが出てきていますけれども、当事者である市長が取りまとめることだと認識しています。それをかたくなに、附属機関としてではなくて、市長が取りまとめる懇話会形式にすると言ったのは市長なのですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【総務企画部長】 先ほど申し上げましたように、市長まで決裁を受けて、今回懇話会と判断しております。

【新垣亜矢子委員】 最終的には市長が最終決定権者だと思うので、市長という認識でお話ししますが、懇話会では解決に向いていくのか疑問があります。ぜひとも附属機関として、市長が取りまとめるのではなくて、第三者委員会が取りまとめることまで、調査までできるような形を取るべきだったと思っています。だってこれ、附属機関と懇話会の相違点というのは、皆さん、共通認識で持っていると思っているので、ここは附属機関として各委員の意見を集約し、合議体として意思決定

をして表明する。結局、答申・報告・建議等とあるけど、こういうことができるわけだから。職務も執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な調定・審査・審議、または調査等を行うことができるのが附属機関でしょう、ここまで職員がアンケートに答えてくれて、結果が、答えが集計されて出てきたことに対して、しっかりと対応しないといけないということを考えれば、附属機関じゃないといけないと思っているので、今、もう答弁ができないと思いますけれども、懇話会では足りませんよ。その辺は、皆さんはもう分かっていると思うけれども、職員のために行動していただきたいと思います。

【宜保安孝委員】今回、第三者委員会が職員に向けてアンケートを行っておりますが、その中では多分、直接委員長に自分の被害というか、訴えをされた方がいらっしゃると思いますが、その訴えた方への聞き取りというのは計画されているのでしょうか。

【人事課長】そのような個人の皆さんの対応につきましても、第三者委員会にお任せしているので、いつ、誰が、どの他のお話を聞いたという詳細については把握しておりません。

【宜保安孝委員】いつ、どこで、誰が聞いたとかではなくて、この第三者委員会の権能として、自分からメールを送った人に対して「あなたの話を聞きたいので来られますか」という、証人喚問ではないですけれども、もしあなたの希望があれば、私たちは話を聞きたいのですが、来られますかという行為はできるわけですよね？。

【人事課長】第三者委員会につきましては、所掌事務の目的を達成するために必要な措置として、委員会の運営等に関しましては、第三者委員会で、様々な取扱い等について判断して決定していると承知しています。

【宜保安孝委員】いや、全然答えていないです。被害者は聞き取りをしてほしいと思います。実際、いついつ来られませんかという話はしていませんか。聞き取りをするのではないですか。

【人事課長】その目的で申出があった場合には対応する旨が記載されていますので、第三者委員会のほうで対応しているとは思いますが、詳細な方法等については把握しておりません。

【宜保安孝委員】ちなみに被害者に聞き取りをして、その流れで名指しされた加害者にも聞き取りをするのでしょうか。必要があれば、加害者に対しても、あなたにこういった声が上がっていますけれども、出席して話をしてくれますかというのを、職員にそういうことは求められるのですか。

【人事課長】先日の委員長のマスコミ対応時におきまして、委員長よりそのような形の質問に対しての答えにつきましては、強制調査権は持っていないのであくまで協力は求めますと。でも、加害者の協力が得られない場合は、その辺は限界があるという答えをしておりました。

【宜保安孝委員】分かりました。ということは、被害者から訴えがあつて、必要があればと第三者委員会が考えたら、その職員等も出席できるのであれば呼ぶということは、市長について、そういった訴えがあつたときに、第三者委員会ももちろん市長に対して、こういった訴えがありますけれども、市長、話をしてくださいということで、市長は第三者委員会でも出席を求められることがあるということですね。

【人事課長】その辺に関しましては、第三者委員会の判断で行っていくものと考えています。

【宜保安孝委員】これはもう絶対一緒でないとおかしいですよね。第三者委員会自体、職員に対する聞き取りはするけれども、市長に対する聞き取りはしないということが、もしまかり通るのであれば、これはもう第三者委員会ではなくて本当にお仲間委員会ですから。これだけは、第三者委員会の方にも伝えておいていただきたいと思っております。

それと今回、勇気を出してパワハラを訴えた職員がいました。その中には、全く自分に相談もない

形で人事異動を命じられて、それこそがパワハラだと訴えていた方もいました。まさかですけれども、今回、パワハラを訴えた方とかを外部に異動させるとか、そういったことはまさかないとは思いますが、そういったことは計画的にありますか。

【人事課長】人事につきましては、適材適所で配置しているものと考えております。また、個別に関しましては回答を控えさせていただきたいと思っています。

【宜保安孝委員】個別の案件とかではなくて、私が言っているのは、本来、外部に異動とかするのであれば、その本人の意思確認が必要だと思います。その意思確認をせずに、行く先が決まっているようなことがあれば、これこそ報復人事だと思っています。そういったことはありませんか。事実として。

【人事課長】人事異動につきましては、本人からの自己申告書等を参考にしながら、人事評価等も加えて、適材適所で行っていることになっております。

【宜保安孝委員】本人の意向を踏まえた形であれば問題ないのですが、もしそういったことがあれば、問題にしていこうと思っています。

【委員長】ほかにございますか。

【徳元次人委員】今の第三者の人を呼ぶときの行為ですけれども、今、概要といいますか、あれでは、申し出る方については話を聞きますとなっているのですが、第三者委員会から特定の方に、いきなり、本人は求めているけれど、話を聞きたいですというときもあるのですか。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】第三者委員会の要領の第6条につきまして、委員会に関わるものの義務といたしまして、第6条の第6項のほうに、申し立てられたもの及び関係者は委員会の求めに応じて、速やかに応じなければならないということがありますので、もし、申出があった方から、その内容に応じて、委員会のほうで必要があるというのであれば、関係者等に関しましては対応を求めていくという形になると思います。ただ、強制調査権は持ち合わせていないので、あくまで協力が得られた場合にということで、委員長のほうで、マスコミ対応のほうは答えられていました。

【徳元次人委員】何回も言いますが、やはり附属機関にしたほうが、全てがうまくいくとは思っているのですが、かたくなに拒否しているのも、何でそれがそうなのか理由が分からないのですが、第三者委員会には、懇話会の説明というものと、附属機関の権能ということについては、今、執行部の皆さんが持ち合わせていること、こういう相違点とかの比較表もありますよね。きちんと見せて、第三者委員会の委員長をはじめ、5名いらっしゃる皆さんにはどんな伝え方をしたのですか。

【人事課長】第三者委員会の委員の皆様につきましては、設置要領等について、委員会の役割等を説明しております。

【徳元次人委員】いや、きちんと、今、誰がどう見ても、皆さんが広報とみぐすくで出した1月号、2月号においても、市民の皆さんは調査をしていると思っているのです。よろしいですか。調査をしていると思っているので聞くのですが、これが同じように市民の方も勘違いしていると同様に、第三者委員会の皆さんも仕事を持っている傍ら、報酬はもらっているかもしれませんが、そういうことにしっかり協力している方々ですので、そこはきちんと明確に伝える必要があると思っているので聞くのですが、懇話会というものはこういうことです。附属機関というのはこういうことです。調査

ができます。懇話会は調査ができません。ということは、きちんと明確にお伝えはしているのですか。

【人事課長】 第三者委員会につきましては、要領にて所掌事務を説明しております。所掌事務の目的の達成について、委員会の運営の中におきまして、必要な措置として、今回アンケートを実施することになったという経緯と承知しています。

【徳元次人委員】 今、人事課長が私に答えてくれたのは、豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会設置要領、令和3年11月5日だと思います。今、私が聞いているのは、附属機関でこういう調査ができます、懇話会だったらできませんということは、明確に、第三者委員会の委員長をはじめ5名の皆さんには伝わっているのですか。

【人事課長】 すみません、繰り返しになりますけれども、第三者委員会の設置等の目的、所掌事務の内容につきましては、設置要領に基づいて、委員会の委員の皆様には説明を行っております。それに基づいて、この所掌事務の達成に必要な措置として、委員会のほうで必要であるということで、アンケート等は実施されているものと承知しています。

【徳元次人委員】 分かりました。皆さんがつくった第三者委員会設置要領に基づいて説明を行ったと。それは理解できました。では、附属機関はこういうものである、懇話会とはこういうものであるということの説明は、皆さんから第三者委員会の皆さんにはやっていないということですね？ 必要ないからやっていないと言ってくればいいです。

【人事課長】 第三者委員会につきましては、先ほど来、要領に基づいて設置目的、所掌事務等に関しましての説明は行っております。委員会の中におきましても、附属機関、懇話会等の話はさせてもらっております。

【徳元次人委員】 なるほど。執行部の皆さんからは、第三者委員会の委員長をはじめ、5名にお皆さんにはきちんと説明を行ったということですね。今、その答弁をいただいたので聞くのですが、皆さんのつくった広報とみぐすくの2月号の一番下に、第三者委員会の流れみたいなことを載せられていて、実施方法のその下に（その3）、委員会終了後、記者会見については委員長が対応する。とあるのですが、これは当然、懇話会は合議体ではないので、意見を集約することはないと思うのですが、何がまとまったことで報告するのですが。そもそも、ただただ委員長が自分個人の意見を述べることなのですか。これはどういうことですか。

【人事課長】 これまで第三者委員会を行った後、委員会にマスコミ等々についての対応は依頼して、委員長のほうで実施しております。委員長のほうでは、その日行われた委員会の進捗等について説明を行っている状況です。

【徳元次人委員】 合議体ではないわけですよね。この委員会終了後の記者会見についてはこういうことがあって、ああいうことがあったということ、委員長としてはどの立場で答えているのですか。合議体ではないから、代表者はいないはずですよね。どういうことでそうなっているのですか。ほかの方の代弁もできるのですか、これは。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 委員長につきましては、開催された委員会の進捗をお願いしている状況でございます。終わった後につきましては、その委員会の中で話合われた内容等々について、マスコミで対応し

ていただいております。

【徳元次人委員】 だから、合議体ではないので代表者にはなれないはずですけども、ほかの方の意見も、委員長となる方が聞いて、第三者、つまりマスコミ対応ということで、報道の皆さんにもお伝えすることは、合議体ではない。A委員さんがこういうことを言いましたというのを、委員長として代弁して言うということは、これは懇話会として成り立っていないと思うのですが、その辺の説明をお願いしていいですか。

【総務企画部長】 懇話会とはいえ、組織ではあるわけです。委員会として、委員会は原則10人以内の委員で組織するというので第3条にありまして、委員長はその互選によって定められております。その委員長が、こういうことがありましたという会議の内容をお話するというのが、先ほど来、人事課長が説明していることだと考えております。

【徳元次人委員】 分かりました。そのまま引き続きは繁人委員にお願いするのですが、前にも言ったと思うのですが、11月8日に記者懇で、市長自らパワハラの有無があったかを調べるために、第三者委員会を開くということで、記者会見をやっています。それを基に、今、執行部の皆さんが頑張っ てつくり上げたのが、今、懇話会式で始まっている第三者委員会だと思います。でも先ほどは、パワハラの有無は認定できないと断言していましたよね。言っていることが違うのですが、どこが当たっているのですか。皆さんが当たっているのか。市長が当たっているのか。どちらですか。

【人事課長】 一般職につきましては任命権者のほうで事実関係の解明の助言を基に処罰は可能です。それ以外の特別職に関しましては、関係法令で処罰が決定されるものと考えております。

【徳元次人委員】 今、そこを聞いているのではなくて、市長は、パワハラの有無を調べるために、この第三者委員会を立ち上げると言っていたのです、11月8日に。わざわざ応接室かどこかに記者を呼んでそう言っていました。テレビでもやっていました。豊見城市民をはじめ、多くの沖縄県民の皆さんはそう思っています。パワハラの有無を調べるためにやったと言っています。調べるとすぐ分かるので、そういう記事が出ていますね。市長はパワハラの有無を調べるためと言っているのですが、今ここで、この委員会で、総務企画部長をはじめ、人事課長も総務課長も、パワハラの有無は認定できないと言っていましたので、そこに大きな相違があるのです。これは、どなたが当たっているのですか。市長が間違っているのですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【徳元次人委員】 なるほど。そういう解釈ですね。第三者委員会の中身で出てきた助言を基に、自分にパワハラがあったかどうかを調べる、決定するという意味ですね？ どういうことですか。

【人事課長】 第三者委員会の所掌事務については、事実関係の解明に関することなどを行って、雇用管理上の対応措置に行う必要な助言を市長に行うという役割があります。それを受けて、一般職に関しましては、地方公務員法に基づいて任命権者が懲戒、分限等を行う権限があります。そのほかの特別職に関しましては、関係法令の中におきまして、処罰等は決定していくものと考えています。

【徳元次人委員】 整理しますけれども、この一般職に関しては、地公法の中で委員会の皆さんが調べたことを、助言をいただいたことを基に、市長自らが一般職に関しては、それはパワハラだ、パワハラではない、ということをまずは決めるわけですね？

【人事課長】 助言を基に、市の懲戒処分等の指示や分限等に合わせて、市職員の分限懲戒審査委員

会のほうで、量定等をやって市長に報告して、最終的には決裁で決定するという流れになります。

【徳元次人委員】分かりました。皆さんが答えてくれたものの中に、通告で16番、私たちの委員会から第三者委員会（懇話会）はどこまでの事実関係の解明を行うのかということの中に、皆さんが答えてくれた一番最後に、今おっしゃるように、一般職に関してのことも書かれています。その後に、特別職におきましては、個々に関係法令を検討し、その処分を決定するものとなりますというのは、今、同じように整合性が合っている答えをしているのですが、この処分を決定するのは誰ですか。

【人事課長】最終的には司法になると認識しています。

【徳元次人委員】司法に委ねるのは誰ですか。

【人事課長】被害者が申し立てて裁判等を起こす必要があると思いますので、最終的には被害者のほうが求めるかと考えております。

【徳元次人委員】でもいろいろ調べた結果、第三者が助言をしますよね。助言は、市長にしかやらないですよね。当たっていますか。

【人事課長】最終的には雇用管理上の対応措置について、市長に助言するということになっております。

【徳元次人委員】市長以外にもこういうことがあったので、あなた被害者ですよということを、第三者委員会は誰かに言うのですか。市長以外にも言うことはあるのですか。

【人事課長】申し立てる意思につきましては、被害者のほうに帰属されている権利だと思いますので、最終的には被害者のほうが決定するものかと思っております。

【徳元次人委員】違いますよ。第三者委員会が助言となっていますよね。この助言は市長以外にもやれるのですか。

【人事課長】第三者委員会の所掌事務の中におきましては、雇用管理上の措置について、市長に助言すると書いております。

【徳元次人委員】だから、市長以外にも助言することができるのですか。できないのですか。

【人事課長】所掌事務の中におきましては、市長に助言するとありますので、再発防止とかの助言については、市長に助言すると考えております。

【徳元次人委員】市長に助言するのは理解できました。市長以外にも、第三者委員会が助言することがあるのですか。ないのですか。

【総務企画部長】設置趣旨が、市長は第三者委員会を設置するとなっておりますので、この第三者委員会が助言、所掌事務を行うのは市長に対して――。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】第三者委員会を構成する委員の皆さんが、労働行政に識見を有する弁護士、産業医、社会保険労務士、公認心理士さんということもあることから、個別的な事実解明の際に、その申出をする方との面談の際に、弁護士として、産業医として、社会保険労務士として、公認心理士としての立場からアドバイスをするという可能性はあると思いますけれども、第三者委員会としての所掌事務の範囲内におきましては、最終的に雇用管理上の対応措置について、市長に助言するという役割で、第三者委員会は設置しております。

【徳元次人委員】よく分からないのですが、私が聞いていることは多分シンプルなのですが、この助言というものを市長にやるのは理解できました。でも、今の説明だとすると、第三者委員会は知見がある方で専門職の方々だから、話し合いによっては、場合によっては市長以外の方にも助言する可能性があるということですか。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【徳元次人委員】今の内容からすると、市長以外には助言ができませんということの理解でいいですか。

【人事課長】市長に助言するという想定で、要領が策定されたものと理解しています。

【徳元次人委員】市長にしか助言しないなら、今、かたくなに雇用管理上のこととずっと言っているのですが、それは市長を含む特別職は入らないはずです。だから、この第三者委員会は、ずっと雇用管理上の対応措置を行うのに必要な助言と言っているのです。市長は除外されている、市長を含めた特別職の方々は除外されているという可能性はないですか。明確に書いているからやばいですよ。雇用管理上の対応措置って、雇用管理というのは、市長が特別職として……。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】第三者委員会につきましては、職場における職員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進するという必要性で設置もしていることから、必要な助言は行われると思いますけれども、どのような形で助言が行われるかについては、第三者委員会のほうで判断されるものと承知しています。

【徳元次人委員】市長に対して、パワハラがあったか、なかったかということは、助言にしても第三者委員会から市長に対して伝わるかどうか分からないということですか。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】第三者委員会の所掌事務である、市長に対する助言に関しての内容、方法等につきましては、第三者委員会のほうで決められていくものと承知しています。

【徳元次人委員】では、議会で設置した我々特別委員会では、調査項目の中に第三者委員会の監視という部分もあるのです。なので、今は大事なところなのです。そもそも豊見城市役所の中に、私たち、この委員会でやったアンケートについては、市長にパワハラされたという事実が26件上がっています。直接市長から受けたという人が。これは途中かも分からないのですが、一定程度、私たちのこ

の特別委員会では終わりました。そういう事実がある中に、今やっている第三者委員会、これは豊見城市民の方も注目しているものだと思いますので、そこにおいてはどんな調査がされるのか。調査しないとやっているけど、どんなことが行われて助言になるのかということをつかれないとなったら、私たちは監視のしようがないので、これは執行部の皆さんが第三者委員会の委員会に聞いて、どのような助言をするのかということは、私たちに伝えることはできるのですか。

【総務企画部長】 委員会の進捗にもよるとは思います。都度、委員長のほうから、マスコミへの周知も含めて承知しております。

【徳元次人委員】 必要であれば、この委員会に出席していただくこともできるのですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 第三者委員会の委員長がこちらに参加することにつきましても、第三者委員会のほうで判断されるものとして承知しております。

【徳元次人委員】 こちらに来るかどうかも第三者委員会が決めるということですがけれども、私たちから出席依頼があると委員長にお願いして、大城吉徳委員長名で行った場合は、どなたが第三者委員会の委員長にどういうルートで伝わるのですか。

【人事課長】 庶務課に人事課にありまして、人事課の役割としては、会議室の予約、委員等の日程調整等、あと委員会の求めに応じて、今、議事録を作成させていただいておりますので、委員等の日程調整に関しましては、庶務課であります人事課で行っていくものと考えております。

【徳元次人委員】 委員長、ぜひお越しいただいてお話を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

【委員長】 検討します。

ほかにございますか。

【新垣繁人委員】 何点かお聞かせください。これまでの答弁の中で、なぜ懇話会にしているのかということと、ずっと答弁をいただいているのが、幅広く意見を聞くことができるから懇話会だと答弁されているのですが、そこで総務企画部長にお聞きしたいのが、附属機関よりも懇話会のほうが幅広く意見を聞くことができるという考えですか。

【総務企画部長】 幅広く意見を聞くための懇話会というよりも、懇話会でいろいろな意見が出てくるのを、今回、必要な助言として求めたいということで、今回、懇話会になっているということでございます。

【新垣繁人委員】 これは豊見城市附属機関等の設置等の基準に関する指針ということで、ここで、もう定義でうたわれています。この指針において、附属機関とは審議会、審査会、協議会など、その他名称のいかんを問わず専門的知識を有する事務、客観性、中立性を求められる事務、または市民の意見を反映させる必要性の高い事務などに関し云々ということで、まずは附属機関ということを行っているのです。ですので、やはり附属機関のほうがしっかりと必要性の高い意見の集約ができるものだと思っているのですが、その認識はどうですか。

【総務企画部長】 今回、設置趣旨として意見の集約というよりも、いろいろな意見を、専門的な知見を有する方からの事実関係の解明や、再発防止策の提言等をいただきたいという、そういう趣旨に基づいて懇話会という設置になっていると理解しています。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【新垣繁人委員】やはり認識の違いが、かなり総務企画部長にあるかと思うのですが、ここは基本的なこと、大事なことでもあるのです。なので確認させてください。やはり附属機関と懇話会、今、両方あるのですが、改めて今、この懇話会は、支出科目としては報償費ということで間違いないと思います。この報償費でやっていくときに、職務の在り方として、基本、任用されていないはずですか。それは間違いはないですか。

【総務企画部長】報償費ですので、参加したときの謝金という取扱いだと考えております。

【新垣繁人委員】そうですね。まず任用されていないと。この懇話会は、どちらかと言えば、委員というか参加者のはずなのです。そこはまず間違いはないですね。

【総務企画部長】弁護士や医師、社会保険労務士、公認心理士といった専門的な知見を有する方々の参加だと考えております。

【新垣繁人委員】附属機関で言う執行機関の、行政執行を行う場所ではないですよね？

【総務企画部長】専門的な知見を基に、事実関係の解明や助言等を行っていただく場だと考えております。

【新垣繁人委員】ここは分かりやすくお答えいただきたいのですが、まず、懇話会は執行機関の行政執行を行う権限を持っていないですよね？

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【総務企画部長】そのような執行機関ということではありません。

【新垣繁人委員】ですから、行政執行の権限はないですよね？

【総務企画部長】はい。執行権は有しておりません。

【新垣繁人委員】これまでの中で一番分かりやすい答弁になってきていると思いますけれども、そこから質疑に入っていきます。今回、懇話会のほうでアンケート調査をやられています。前回、委託かと聞くと、民間委託だとお話されていたのですが、これは、今言う委員の方々に対して、調査も含めて委託をされているのか。現状どのような形での、アンケート調査もそうですし、参考証人としてやっていくにもそうですけれども、委託されているのは民間だけなのか、それともアンケート調査をするに当たって、委員に対しても委託されているのか。そちらの状況を教えてもらえますか。

【人事課長】庶務課である人事課で、予算の執行等は行っております。予算の執行につきましては、委員会参加のときのほか、委員活動につきましての1時間当たり8,000円の報償費の支払い、委員会に参加したときの旅費として費用弁償の支払い、今回行いました、必要な措置として行っておりますアンケートにつきましては、民間のほうで委託を、豊見城市とその業者と行っております。

【新垣繁人委員】今確認しますと、やはりアンケート調査は民間のほうに委託されていて、あとは、委員の方々には参加者としての報償費を払っているということですがけれども、前回の答弁で、このアンケートの集計をこれからやると思います。その集計作業も、委員会、要は委員のほうでやっておっしゃっていたのですが、そこは間違いはないですか。

【人事課長】ウェブ方式を採用しておりますので、集計も委託業者のほうから委員会に、このアン

ケートの内容についての報告は行くと思います。それに基づいて委員会では分析を行って、3月末を一定の目安としてまとめていくという報告は受けています。

【新垣繁人委員】 ちょっと待ってください。私が聞いているのは、集計作業、前回、委員会のほうでやっていくと答弁されています。集計作業も。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 アンケートにつきましては、ウェブ方式を採用しているのですが、ウェブのほうでアンケート項目ごとの集計はなされるという認識です。それに基づいて、様々な視点から分析はされていくものと承知しています。

【新垣繁人委員】 ここは大事なところですけども、懇話会は、委員の方々は参加者、任用されていないところも含めてです。実際、この委員会自体の主体はどちらですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 第三者委員会につきましては、要領に基づいて所掌事務を行ってもらうために設置させていただいております。今回、庶務課である人事課に関しましては、公平な組織で運営されていく第三者ということで認識しております。関与は最低限の関与で行っていくことから、予算執行も含めて会議室の予約、委員との日程調整のみ行っております。

【新垣繁人委員】 本当にちょっと分かりづらくて、附属機関は明らかに、この委員会が主体なのです。執行機関というよりも。ですから、行政執行ができるわけです。だから主体になるはずですけども、懇話会が、先ほど言っていました執行機関の行政執行権もないのに、主体となることはできないはず。あくまでも参加者であります。ですから、その参加者なのか、主体として本当に動いているのか。もう一度……、多分矛盾されていると思います。報償費の在り方からして。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 今回、第三者委員会につきましては、市長の役割であります雇用管理上の措置を行うに当たり、助言を求めている目的で設置しております。

【新垣繁人委員】 ですから、主体ではなく、意見を言うための参加者という認識でよろしいですね。

【人事課長】 今回、弁護士、産業医、社会保険労務士など、専門的な知見を有する方を委員に迎えて運営しております。その委員の皆様は専門的な知識の助言に基づいて、行政運営上の意見聴取を行っていくという考えであります。

【新垣繁人委員】 今回、報償費をこれからお支払いしていくかと思いますが、市のほうでも監査があると思います。弁護士の方と税理士の専門の方、案外指摘される可能性もあると思います。指摘された場合は、やはりその指摘にしっかり基づいて、附属機関とかも考えていく考えはあります。

か。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】現在、第三者委員会は設置要領に基づいて適正に運営されているものと認識しております。

【新垣繁人委員】最後に1点です。報償費の範囲内で、そういった調査も含めてできるということですが、それはもう報償費の範囲内で問題ないという認識でよろしいですね？ これはもう全国的に問題ないと言い切れるということですね？

【人事課長】委員会の運営に関しましては、所掌事務の達成に必要な措置として、第三者委員会で行われていると承知しております。

【新垣繁人委員】問題ないということですので、参加者は調査ができるということで私も認識したいと思います。

【委員長】よろしいですか。

【新垣亜矢子委員】確認ですが、広報とみぐすく1月号、2月号に関して、その文章を書いたのは人事課ということでしょうか。

【人事課長】第三者委員会の求めに応じて、我々のほうで議事要旨は作成させてもらっています。その内容につきましては、委員の皆様を確認を取っていただいて、広報には掲載させていただいております。

【新垣亜矢子委員】今の言い方だと、第三者委員会がこの広報とみぐすくに載せるための文章を書いたということですか。

【人事課長】人事課におきまして、委員会の求めに応じて、議事要旨は作成させてもらっています。内容、文言等につきましては、最終的に第三者委員会に確認を取って掲載しております。

【新垣亜矢子委員】特に1月号ですが、豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会の設置についてということで、中身を読み上げます。「このたび、豊見城市において各種ハラスメントに関する法律に定める雇用管理上の措置について、公平かつ中立な観点から、知見を持った専門家による豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会を設置します。本市においては、ハラスメントの発生防止のため、職場の意識向上を図るほか、法令に基づく必要な体制の整備等を行い、一定の効果を上げております。豊見城市議会有志の会アンケート調査については、職員の不安をあおるような行為として強く抗議し回収を求めましたが、継続して実施されました。そのような行為により生じた市政に対する疑念等について、市政を預かるものの責務として、公平・中立かつ客観性を確保した第三者委員会を設置します。第三者委員会においては、沖縄県弁護士会、南部地区医師会、沖縄県社会保険労務士会、沖縄県公認心理士協会へ委員推薦を依頼し、専門的な知見に基づく調査・検討が行われるものと考えており、適切な指導助言を受け、関係法令に定める雇用管理上の措置について対応を実施します。」これは明らかに違いますよね。これは誰が書いているのですか。

【人事課長】1月号の掲載文章につきましては、人事課のほうで作成して、掲載しております。

【新垣亜矢子委員】私、これを読みながら、職員の不安をあおるような行為としてと、野党のやった有志の会アンケート調査について書かれていて、もちろん私たち議会にも、議長宛てに抗議文が出

ました。これは、私たちが何をもって不安をあおっていたのかと、すごく不愉快でした。この文章が。皆さん、第三者委員会を立ち上げましたけれども、ハラスメントと言って……、当たり前じゃないですか。第三者委員会がハラスメントを調査すると言って、800名ぐらいの全職員にアンケートを出しましたよね。でも、私たちがやった有志の会アンケートの中身は、市長、副市長と特別職のパワハラなのです。だけど、第三者委員会がやったアンケートは全職員に対するものですよ。全く意味が違わずずっと私たちが言ってきたことに関して、このような文章が出ましたけれども、この文章を見た市民は、先ほどから言っているように誤解しています。市長は、自分のことを調べるようなことを書いているわけです。だけど、やっていることは全職員対象のハラスメント、パワハラ、セクハラ、モラハラ、いろいろなハラスメントの調査をするのでしょうか。明らかに誤解を生んでいる文章だと思いますけれども、この文章を見ながら、第三者委員会の皆さんは、市長、副市長のパワハラも対象に考えた委員会の職務の業務はやっているのですか。

【人事課長】先ほどもお話しさせていただいたのですが、第三者委員会の中で所掌事務の目的達成のために、委員会の中で必要な措置としてアンケートを行っておりますけれども、アンケートの項目につきましても、委員会の皆さんで設定されております実施方法等についても、委員会の委員の皆様で行っております。今回、アンケートの内容につきましては、役所で働く全職員を対象にして、市のハラスメント防止に関する規程に定めるハラスメントに関するアンケートを行っているところです。

【新垣亜矢子委員】だから、私が聞きたいのは、私たちがやったアンケートと皆さんが第三者委員会に託したアンケートの中身は、全く違うではないですか。やっていることは全然違うのに、これは、私たちに対する名誉棄損ですよ、この1月号の文章は。おかしいよ。こんな書き方されて。私たちはきちんと特別委員会で調べていますけれども、市長、副市長がパワハラしたかどうかというのが中心になるべきだったのに、それをごまかして800名の職員に対してやっているということすらおかしいことだと思っています。先ほど次人委員が委員長に言っていましたけれども、この第三者委員会の委員を呼んでいただいて、ぜひともしっかりとした内容を調べてもらいたいと思います。

【徳元次人委員】今の話ですけれども、1月号に書いたときに人事課がつくったと言いましたよね。今言っていましたよね。その分面の中に「調査」と入れたのはなぜですか。

【人事課長】先日、特別委員会のほうに紙面で回答させていただいたのですが、繰り返し、文言の取扱いについて回答します。市の広報紙等につきましては、広く市民に対して分かりやすく丁寧な表現等を用いて伝えていくことが重要と考えております。アンケートの周知文書及び豊見城市ハラスメント事案に関するアンケートにおいて用いられたハラスメントの被害を受けた方で、第三者委員会による調査を希望し、第三者委員会に直接事情を話してもよいと考える方から、直接連絡をいただくようお願いいたしますという表現におきましては、第三者委員会において適切と判断されたものと承知しております。広報とみぐすくへの掲載につきましては、第三者委員会において確認された会議要旨を掲載しており、会議要旨の中に用いられる「調査」という文言につきましては、第三者委員会において適切と判断されたものと認識しております。

【徳元次人委員】なるほど。これも第三者が委員会において適切と判断されたということで「調査」という文言を用いたということで、今説明されましたけれども、では聞きたいと思うのですが、皆さんは、豊見城市附属機関等の設置等の基準に関する指針というのはもちろん知っていて、それに基づいて業務を行っているということも前回聞きました。そこで聞きたいのですが、豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会設置要領、令和3年11月5日、市長決裁でつくったものに関しては、この所掌事務の中に、懇話会では調査ができないということを知っているのにもかかわらず、

(1)ハラスメント事案の事実関係の解明、そして(3)当該事案の事実関係を明らかにするため、この2つは調べないと分からないことです。調べることイコール調査だと思います。分かっていたのに、この要領でこういうことをつくったのはなぜですか。このときは、第三者委員会はできていないはずですよ？ 誰がこのように決めたのですか。この基準に関する指針と真逆のことをやっているのですが、この説明をしてもらえませんか。

【人事課長】 要領におきましては、第三者委員会の所掌事務のほうは、(1)ハラスメントの事案の事実解明に関することからありまして、最終的に雇用管理上の対応措置に行くに必要な助言を市長に行うということで、定めさせていただいております。そのような所掌事務の目的の達成に必要な措置に関しましては、第三者委員会のほうで決められたものと承知しております。

【徳元次人委員】 いや、第三者で決めたのではなくて、このとき、11月5日は第三者が立ち上がっていないですよ。第三者が決めたとは何ですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【徳元次人委員】 今、私が聞いているのは、この第2条です。所掌事務のところに(1)ハラスメントの事案の事実関係の解明というのは、調べないと分からないですよ。この(3)当該事案の事実関係を明らかにするため、この2つに関しては調べないと分からないはずですよ。それは調査だと思います。調査ですよ？ そうですよ？ それを分かっていたのにこの要領をつくったのは皆さんですよ。第三者委員会は、このときは存在しないはずなんです。なぜこの文言にしたかを聞いているのです。どうしてですか。これは調査ですよ。どうしてですか。この指針を分かっていたのに、これに照らし合わせたら、これは矛盾です。これを解明してください。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 市の要領で第三者委員会を設置させていただいておりますけれども、市の考えといたしましては、懇話会にした理由については、調査等のことではなく、職種の異なる委員の皆様から多角的な視点によって、専門的な知識が必要であるということで、懇話会が適切であるという判断をして懇話会になっているということです。

【徳元次人委員】 懇話会にした理由は分かりました。けれども、今、私が聞いているのは、皆さんが自分たちで附属機関等に関する指針がありますよね。そのほうが先につくられていて、それに基づいて業務をしなければいけないはずですが、昨年11月5日に市長決裁でつくった第三者設置要領に関しては、第2条のところに(1)事実関係の解明、これは調査ですね。(3)事実関係を明らかにするため。この2つの文言を調べないとできないと思うのですが、これを調査ではないと思っていますか。いかがですか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 要領につきましては、所掌事務の示しているとおりで。その手法に関しましては、第三者委員の判断に任せております。

【新垣繁人委員】 これまでの私とのやり取りの中でも、参加者として調査はできるということになってきているのですが、もう一度確認させてください。先ほど、執行機関の行政執行のお話しをしたのですが、私たちが求めているのは、要は市の執行機関、市として、執行機関の行政執行をやるための附属機関も考えられますし、行政執行に必要な調査のための附属機関等の設置も考えられると思います。ただ今回、懇話会のほうで、市の要領でも所掌事務でうたわれていますのが、所掌事務第2条の2項になりますか。委員会は、雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言等を市長に行うということがありますので、まず確認したいのが、その雇用管理上の対応措置というのは行政執行なのか、教えてください。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 法に求められている雇用者、つまり市長が行う雇用管理上の対応措置につきましては、行政の行う行政執行だと考えております。

【新垣繁人委員】 そうですね。これは行政執行に値すると思います。ですから、懇話会に参加されている方々が、行政執行につながるような調査を行うことは、本来、条例で定めて附属機関としてやるべきだと思うのですが。ですから附属機関としてやる考えはないのかと聞いているのですが、実際どうですか。可能なのですか。

【人事課長】 第三者委員会の所掌事務につきましては、雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言を受けて、市長が行うということなので、それを行うために助言を受けるということで、第三者委員会を設置したと考えております。

【新垣繁人委員】 そのような認識だとは思いますがけれども、附属機関のところであっているのです。執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な、今言う雇用管理上の対応措置をするに必要な調定・審査・審議、または調査などを附属機関で行うと書かれているのです。まさしくだと思います。今やろうとしていることが。附属機関として。これは市であっているものです。市で、さらに懇話会はそのようなことを全くうたっていないのです。そもそも懇話会のほうは任用されていないですね。任用されていないからこそ、職務としてではなくて、参加者として、しかも市長の求めに応じて意見を表明していくというのが懇話会だと思います。任用もされていないと。ですから任用されていない状態で、これから、場合によっては職員間の中でもしハラスメントが出たときに、その雇用管理上の対応措置として、分限や懲戒処分につながっていくと思います。ですから、このような大事な判断をするのに、参加者の意見ではなくて、しっかり専門を持った附属機関としてやるべきではないかということをお願いしているのです。ですから、この行政執行イコール、雇用管理上の対応措置は行政執行に値しますので、そこはしっかり市のほうでもうたっていますよね。これは全国的なものでもうたわれていると思います。附属機関と懇話会の違いとして。ですから、本来今やっていることは、実は附属機関としてやっていくべきなのではないかというところで、再度お願いしたいのが、今からでも全然いいと思います。附属機関に切り替えて、そのような行政執行にかかわってくる審査をするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】今、地方自治法の逐条から読み上げますと、要綱等によって執行機関の補助職員以外の外部の者も委員、あるいは構成員として加わる委員会を設置している例につきましては、こうしたものは、機関とは区別して、行政運営上の意見聴取等に関して助言を求める場として設けられるので、この附属機関を定めている第138条の4第3項を違反するものではないという考えから、我々は設置要領を作成して、今、第三者委員会の設置を行っているものと考えております。

【新垣繁人委員】今の逐条解釈は、私も後で確認したいと思いますが、今の解釈は、やはり参加者である、任用されていない参加者でもって、今言う調査ができると。そして、行政執行に必要な調査もできるという認識で問題がないから、問題ないという答弁でよかったですよね？

【人事課長】第三者委員会につきましては、要領におきまして所掌事務を整理させていただいております。整理した所掌事務の目的の達成に必要な措置については、第三者委員会のほうで、専門的な知見に基づいて判断されたものとして承知しております。

【委員長】もう、これ以上の答弁は言えないと思いますので、別の質疑に移りたいと思います。

ほかにございますか。

【楚南留美委員】確認させてもらいたいのですが、先ほどから繁人委員が言っているのは、附属機関に移行できないかということをお皆さんに尋ねているのですが、それは皆さんが判断できるのですか、できないのですか。移行するかしないかを。それを一つだけ聞かせてください。

【総務企画部長】今回の第三者委員会に求めている趣旨に鑑みると、懇話会方式のほうが適切と判断しております。

【楚南留美委員】そうではなくて、私たちが求めている附属機関に移行してほしいという要望を、皆さんが判断できるのか、できないのかと聞いているのです。それはあなたたちが決められるのか。それとも第三者委員会に判断を委ねないといけないのか。どちらなのかと聞いているのです。

【総務企画部長】第三者委員会の中で審議されるのは、この所掌事務に関することとございまして、その所掌事務に関しては、懇話会方式が適切と判断しております。

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【人事課長】豊見城市のハラスメント事案に関する第三者委員会につきましては、設置要領に基づいて運営されております。現時点におきましては、この所掌事務を求めていることとありまして、懇話会が適正であると考えております。現時点におきましては、そのまま懇話会方式である第三者委員会の推移を見守っていきたいと考えております。

【楚南留美委員】だから教えてくださいよ。皆さんが判断できるの？ できないの？

【委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【総務企画部長】であれば、その必要性も含めて、要望があったということで検討はしていきたい

と思います。

【楚南留美委員】 市長を含めて、皆さんで判断ができるという理解でいいですよね？

【総務企画部長】 そういったお話しがあったということを含めて、検討ができればと思います。

【委員長】 あと1点でいいですか。次人委員、最後の質疑ということでもよろしく申し上げます。

【徳元次人委員】 すみません、大事なことなので、もうすぐ3月末を迎えるので、それまでに取りまとめたいということをおっしゃっていたので、この第三者委員会がこのアンケート調査とかいろいろ、もろもろをやった後に、市長に対して助言をした場合、助言をもらった市長は、自らのことに対して助言があったのにもかかわらず、そのことについては何もアクションをしない。でも雇用管理上のことについて、職員に対しては、分限処分だということには行動するけど、自分のことについては何もアクションをしないという可能性が今の話を聞いたらあるのですか、それを否定できますか。第三者委員会からあなたもパワハラがあったといったときには、市長はこう動くということがあるのですか。

【総務企画部長】 第三者委員会からどのような助言をいただくのかというのは、これからのお話でするので、それを見守りたいと思います。

【徳元次人委員】 ではなくて、そういう自らのことが、あなたからパワハラがあったとこれだけありましたと助言をいただいたにしても、そのことについては、市長にしか助言が来ないわけだから、市長は、そのことについてアクションをしなければ何も起こらないじゃないですか。違う案件を拾って職員にはこういうのがありました、ここの部署でこんなことがありました、ということによって、いろいろな措置、処分をした、これでオーケーという可能性が十分あるのです、話を聞いたら。いや、そうじゃないです。市長自らもこんなことをやらなければいけないですという担保はあるのですか。

【総務企画部長】 設置趣旨が職場内のハラスメント事案に対しての必要な助言となることを期待しておりますので、仮にそういったお話が合った場合は、職場内のハラスメント事案に対するしかるべき措置が考えられるのではないかと考えております。

【徳元次人委員】 いや、聞いているのは、市長に助言があっても市長はそれを黙っておくことができる可能性が十分にあるのです。そうじゃないということは、どうやって証明するのですか。できないですよね。そんな証明なんかできないと思います。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【総務企画部長】 第三者委員会からどのような助言が出るのかについては、まだこちらで承知していませんので、断言、明言はありませんが、いずれにせよ、この委員会のほうからそういった助言等が出てくると考えておりますので、その暁には、それに沿った対応措置を行っていく必要があると考えております。

【徳元次人委員】 だから、黙っておく可能性が十分にあるのです、今、話を聞いたら。そうじゃないということは、何があるのですか、示してくださいという説明を求めているのですが。

【総務企画部長】 委員会の所掌事務として、そういった助言を行う、事実関係を明らかにするため、必要なこと、それを雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言を市長に行うことになっておりますので、その辺は明らかに示されていくものと考えております。

【徳元次人委員】 今、明らかにするというのは、外部にですか。

【委員長】 きちんと質疑、答弁をやってください。

【総務企画部長】 委員会は、雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言等を行っていくものと考えております。

【徳元次人委員】 だから、市長にだけ行うんですよね？ そうですよね？

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 第三者委員会の運営につきましては、人事課のほうで議事要旨を作成して、委員会の承諾を得て、市民に発信している状況でございます。今後、そういう助言等につきましても、どのような形でなされるかにつきましては、委員会のほうで決められていくと思われておりますので、そのやり方とか、公表の方法につきましても、委員会のほうで決められていくものかと承知しております。また、第三者委員会につきましては、設置するためには、職場の快適な環境を形成する目的もありますので、様々な形で助言はいただけるとおもいますが、様々な助言に対応した形で対応していくものと考えています。

【徳元次人委員】 では、市長がその助言を聞いて黙っておくこともできるんですよね？

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【人事課長】 今、第三者委員会のほうで各種分析等がなされています。どのような助言が来るか分からないので、そのような過程については、この時点でお答えすることはできないと考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

以上で、質疑を終結いたします。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

今、各種分析がなされています。どのような助言が来るか分からないので、そのような過程については、今、この時点でのお答えすることはできないと考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。以上で質疑を終結いたします。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

ただいま執行部に対する質疑は終了しました。

今後の当特別絵委員会審査の方向性、特に3月10日、本会議一般質問の開始前に、委員長中間報告の予定があるため、前日9日に当委員会を再度開催し、報告内容を決定していくということとして

おります。作業チームを編成し、具体的な作業を委任しておりました。大変忙しい中ではございましたけれども昨日までに、4名の作業チームにおいて具体内容をまとめるという作業を進めていただいております。よって、その報告書、内容の説明を先に求めたいと思います。

【新垣繁人委員】 作業チームの状況報告をさせていただきたいと思います。今回、作業チームで中間報告に当たりまして、まずは設置根拠、設置目的、アンケートの実施要領、アンケートの結果も踏まえて、中間報告として話をしているところです。参考人の状況も今回の中間報告としてできる限り報告をしていくと、今後の動向も、今後どのような形で特別委員会をさらに進めていくのかということも、中間報告の中に盛り込もうと。あと、公開の方法、そういったものを今回報告するのですが、特にアンケートの内容ですが、自由記述もあります。参考証人の方々の議事録もあります。どういう形でその内容を報告するかと言いますと、ちょうど今日、伊敷光寿委員と私の2人で話合いをしているのが、まずは参考証人の議事録をベースに、そこからつながっていく自由記述欄、その分の範囲内について、まずは中間報告すべきではないかということで、今方針といいますか、話合い、協議をしている中で、今、作業を進めている状況です。参考証人の議事録をベースに、これから中身を絞ってくるのですが、来週7日月曜日に再度作業部会がありますので、それまでには、素案として、先ほど言いました項目を作成して提出するような形で進めていきたいと思います。とりあえず、現状報告は以上です。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

ただいま繁人委員より報告がございましたけれども、それに対して何かお聞きしたいことはございますか。確認でも結構です。よろしいですか。

では、当委員会においては、報告内容は個人名、直筆、作業チームにおいてプライベートに配慮した加工を加え、原則公開し、可能な限り市議会のホームページにおいて、一定期間公開会議録についても同様の作業を施し、議会事務局において閲覧可能とし、委員会報告については3月7日月曜日までに、作業チームで報告内容を取りまとめて、3月9日、本委員会を再度開催し、そこで報告書の内容を聞いて最終決定をして、3月10日本会議にて、委員長の間接報告という流れにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「委員長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

先ほど私が口述で述べた内容を再度読み上げて、皆さんに了解をもらいたいと思いますのでよろしくをお願いします。当委員会において、報告内容は個人名、直筆、作業チームにおいて、プライベートに配慮した加工を加え、原則公開とし、可能な限り市議会のホームページにおいて一定期間公開、会議録についても同様の作業を施し、議会事務局において閲覧可能としたいと思っておりますけれども、それよろしいでしょうか。異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

では、先ほど述べましたように、3月7日月曜日までに作業チームで報告内容を取りまとめ、それを、3月9日に本委員会を再度開催して、そこで報告してもらって最終決定をし、それを受けて3月10日本会議において、委員長の間接報告としたいと思いますけれども、再度諮りたいと思います。それでよろしいでしょうか。異議ございませんか。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

次回委員会開催については、3月9日水曜日の午後、予算決算特別委員会終了後、おおむね午後4時に招集したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これをもちまして、豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を終了いたします。大変にお疲れさまでした。

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会委員長

大城 吉徳 ㊞